

NPO・ボランティア活動を 充実させたい 行いたい 横須賀市民の方へ

かながわコミュニティカレッジの講座を
受講する方に**奨励金**をお支払いします

横須賀市【市民公益活動人材育成研修受講奨励金制度】

横須賀市では、地域の問題解決や活性化に向け市民公益活動を行う市民の皆さんのために、かながわコミュニティカレッジ※主催講座の受講に対し奨励金をお支払いします。

※「かながわコミュニティカレッジ」とは、共に支え合う共助の社会づくりに向けて、地域課題の解決や地域の活性化などに取り組む県民の「学びの場」です。年間を通じ、様々な分野で多彩な講座を開催し、NPOやボランティア活動等に必要な知識や技術を体系的に学ぶことが出来ます。

詳しくは神奈川県ホームページでご確認ください。

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/index.html>

かながわコミュニティカレッジ

検索



募集(エントリー)期間

令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)

ただし、本奨励金の予算・申込状況により早期終了の場合があります。

横須賀市ホームページ

URL: <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2720/comicalesyourei.html>

横須賀市 コミカレ

検索



【お問い合わせ
書類提出先】

横須賀市民生局
地域支援部地域コミュニティ支援課
市民協働推進担当
(市役所本庁舎2号館2階)

【お問い合わせ・書類提出先】

横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課 市民協働推進担当
(市役所本庁舎2号館2階)

郵送の場合の送付先住所：〒238-8550 横須賀市小川町11

電話：046-822-9699 FAX：046-827-4803

メール：shimin-kyodo@city.yokosuka.kanagawa.jp



自分を見つけ
活かすを学ぶ

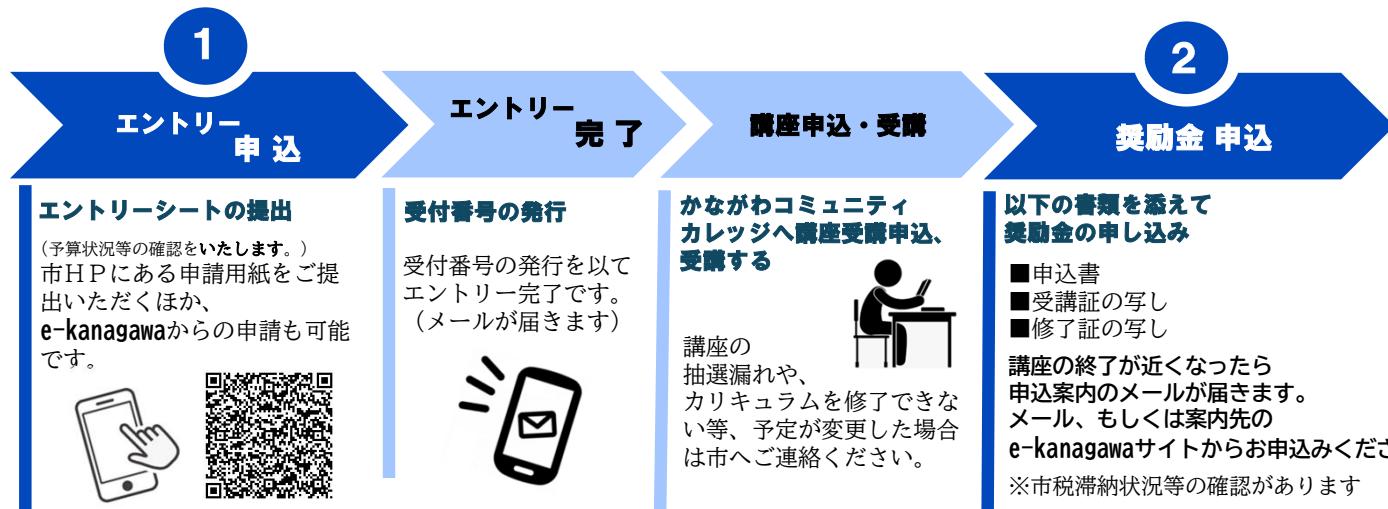


郵送の場合の送付先住所

〒238-8550 横須賀市小川町11

電話：046-822-9699 FAX：046-827-4803

メール：shimin-kyodo@city.yokosuka.kanagawa.jp



1 エントリー 申込

エントリーシートの提出
(予算状況等の確認をいたします。)
市HPにある申請用紙をご提出いただくほか、**e-kanagawa**からの申請も可能です。



e-kanagawa申請URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=124722

2 エントリー 完了

受付番号の発行

受付番号の発行を以て
エントリー完了です。
(メールが届きます)



講座申込・受講

かながわコミュニティカレッジへ講座受講申込、受講する

講座の
抽選漏れや、
カリキュラムを修了できない等、
予定が変更した場合は市へご連絡ください。



2 奨励金 申込

以下の書類を添えて 奨励金の申し込み

- 申込書
- 受講証の写し
- 修了証の写し

講座の終了が近くなったら
申込案内のメールが届きます。
メール、もしくは案内先の
e-kanagawaサイトからお申込みください。

※市税滞納状況等の確認があります

受講者ご本人の口座に
奨励金が振り込まれます



講座により得た知識を
団体の活動を通して活用することで
地域や横須賀のまちづくりに還元！



注意事項

対象者

- 以下の①～④のすべてを満たす方
- ①NPO・ボランティア活動を行っている、行おうとしている方
※横須賀市立市民活動サポートセンター登録団体の会員を対象としていますが、会員でない方は、**横須賀市地域コミュニティ支援課**へお問い合わせください。
※この奨励金は、地域の問題解決や活性化に向けた市民公益活動を行う方の支援を目的としています。現在、横須賀市立市民活動サポートセンターの登録団体の会員でない方も、この目的を理解していただいた上で、これから市民公益活動を行う予定の方が登録出来る団体に加入していただくことで、本奨励金に申し込むことが可能となります。
 - ②かながわコミュニティカレッジの主催講座を受講し、修了証の交付を受けた方
(個人で申し込まれた方のみ)
 - ③上記②の時点で、横須賀市に住民票がある方
 - ④市税の滞納が無い方

対象金額

受講料(教材費等受講料以外の費用は除く)の全額相当額
(限度額:単年度1人あたり1万8千円)

申込手続き

- ①受講希望講座申し込み前に、「エントリーシート」を市に提出
 - ↳市より受付番号が発行され、エントリーが完了
 - ↳かながわコミュニティカレッジへ受講講座申し込み、受講
(本奨励金の対象講座は、かながわコミュニティカレッジの主催講座のみ)
 - ②受講終了後、奨励金申込書及び添付書類を市が指定する日(※)までに提出
(添付書類や申込期限等のご案内は、エントリー後に別途メール)
 - ↳横須賀市に住民票があること及び市税に滞納が無いことの確認後、指定の口座に奨励金を支給
(市税を滞納している場合は、奨励金の支給は出来ません)
- ※「募集(エントリー)期間」とは別に、講座受講後、奨励金申込書の提出には期限があります。
必ず、市が指定する日までに申し込みをしてください。

- かながわコミュニティカレッジの講座のうち、「連携講座(公益法人や特定非営利活動法人、任意団体等が主催する講座)」は、本奨励金の支給対象になりません。また、主催講座であっても、団体名義での申し込みの場合は本奨励金の支給対象になりませんのでご注意ください。(支給の対象は、「団体」ではなく「個人」です。)
- エントリーシートの受付は、先着順の受付となります。本奨励金の予算の上限に達した場合は、受付期間内であっても早期に受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 「申込手続」は、記載のとおり、原則①～②の順で手続きが必要となりますが、本奨励金の予算・申込状況により、講座申込・受講の時点であっても申込手続きが出来る場合がありますので、その場合は、速やかに「お問い合わせ・書類提出先」にご相談ください。
- かながわコミュニティカレッジ講座申込の際には、講座受講料の支払いが必要です。**(全額先払い)**
- 修了証は、全カリキュラムの概ね2/3以上の出席がないと交付されません。
- エントリーが完了し、講座受講料金の支払い後、規定のカリキュラムを修了出来ず修了証が交付されない場合、奨励金の申し込みは出来ません。
- 奨励金の振込先は、修了証に記載されている方(ご本人)の口座となります。法人・団体等の口座にはお振込み出来ません。
- 受講料以外の交通費や教材費の実費については、奨励金の支給対象になりません。
- 講座の詳細や最新の募集状況等は、「かながわコミュニティカレッジ」のホームページでご確認ください。

URL:<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/index.html>